東大阪福指障第２０９号

 令和２年５月１日

　高齢者福祉施設等　御中

東大阪市福祉部長

高齢者福祉施設等の利用者並びに職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等における報告について

平素は、本市福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、今般の新型コロナウイルスの感染予防、拡大防止について、迅速かつ適切な取り組みにご尽力をいただき、重ねてお礼申し上げます。

さて、高齢者福祉施設及び介護サービス事業所並びに障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援事業所等（以下「高齢者福祉施設等」という。）の利用者や職員で、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は感染が疑われる者（※１）（以下、「感染等事案」という。）が発生した場合、保健所との連携や高齢者福祉施設等内での情報共有、感染症対策を優先していただきながら、指定権者である本市へ報告を行っていただいているところです。

この度、下記のとおり、報告先と報告方法について、周知させていただきます。

なお、令和２年４月７日付、厚生労働省事務連絡別紙「社会福祉施設等における感染防止に向けた対応について」の再徹底をお願いするとともに、あわせて職場内外でも感染防止、拡大を防ぐ取り組みをお願いします。

（URL：https://www.mhlw.go.jp/content/000619845.pdf）

※１　感染が疑われる者

　　高齢者福祉施設等の利用者や職員であって、風邪の症状や37.5°以上の発熱が４日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者や職員については２日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するまでの間の者。

**【報告先と報告方法】（原則、FAXによる受付は行っていません）**

　※平日の9：00～17：30までは「電話」にてお願いします。

○東大阪市 福祉部指導監査室 法人・高齢者施設課

電話：０６-４３０９-３３１５

○東大阪市 福祉部指導監査室 介護事業者課

電話：０６-４３０９-３３１８

〇東大阪市 福祉部指導監査室 障害福祉事業者課

電話：０６-４３０９-３１８７

※上記以外の時間帯は「メール」にてお願いします。（上記３課共通）

○メールアドレス：shidokansa-renraku@city.higashiosaka.lg.jp

〇下記ホームページから「報告様式」及び「報告様式（記入例）」がダウンロードできます。

ＵＲＬ：<http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000027314.html>